

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定 (文京区決定)

都市計画後楽二丁目西地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕内は全幅員を示す。

名 称		後楽二丁目西地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約0.9ha				
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称	規 模		備 考
		幹線街路	都市計画道路放射第7号線	別に都市計画に定めるとおり。		
			都市計画道路放射第25号線			
		区画道路	区画道路2号 (特別区道文第809号)	幅員 12m	延長 約90m	既存道路の拡幅
区画道路3号 (特別区道文第195号)	幅員 2m〔8m〕		延長 約120m	既存道路の拡幅		
建築物の整備		建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	主要用途	建築物の高さの限度	備 考
		約3,800㎡	約75,000㎡ (約58,000㎡)	業務施設、住宅 店舗、駐車場等	高層部：15.5m 中層部：5.0m 低層部：3.0m	
建築敷地の整備		建築敷地面積	整 備 計 画			
		約7,200㎡	1. 敷地内に広場(約200㎡)を整備する。 2. 道路境界より建物を2.0m、4.0m後退し、歩道と一体となった歩道状空地を整備する。			
住宅建設の目標		戸 数	面 積		備 考	
		約190戸	約18,000㎡			
参 考		再開発等促進区を定める地区計画区域内にあり。				

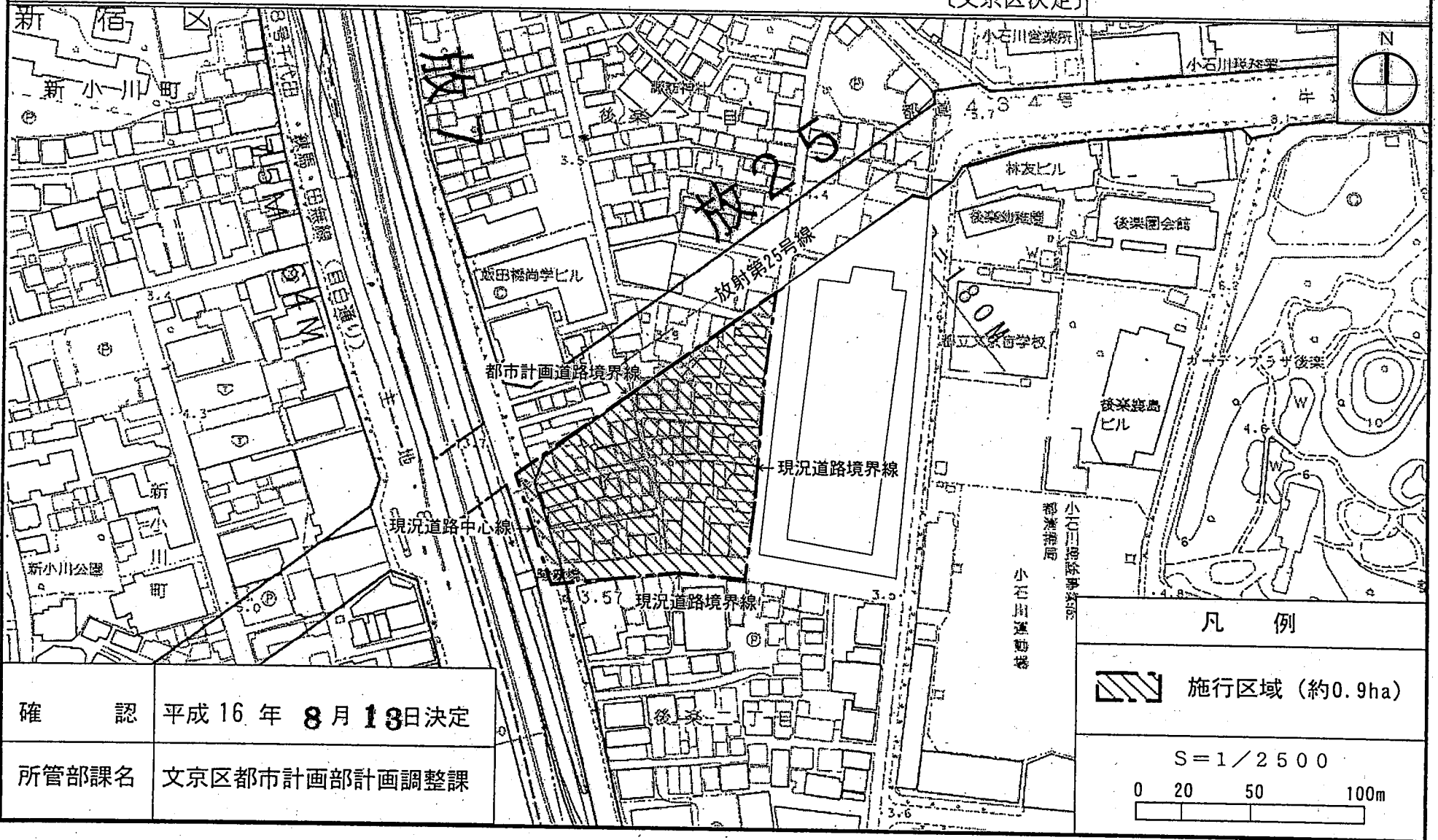
「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置は、計画図表示のとおり。」

理由：文京区南部の業務地として、整備済み隣接街区の後楽二丁目東地区とあわせて良好な業務、商業、住宅の複合市街地を形成するとともに、公共的空間の創出により、土地の合理的な高度利用と都市機能の更新を図るため、第一種市街地再開発事業の都市計画を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業
 後楽二丁目西地区第一種市街地再開発事業


計画図1 (施行区域図)

[文京区決定]



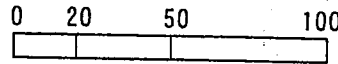
確認	平成16年 8月13日決定
所管部課名	文京区都市計画部計画調整課

凡例

 施行区域 (約0.9ha)

S=1/2500

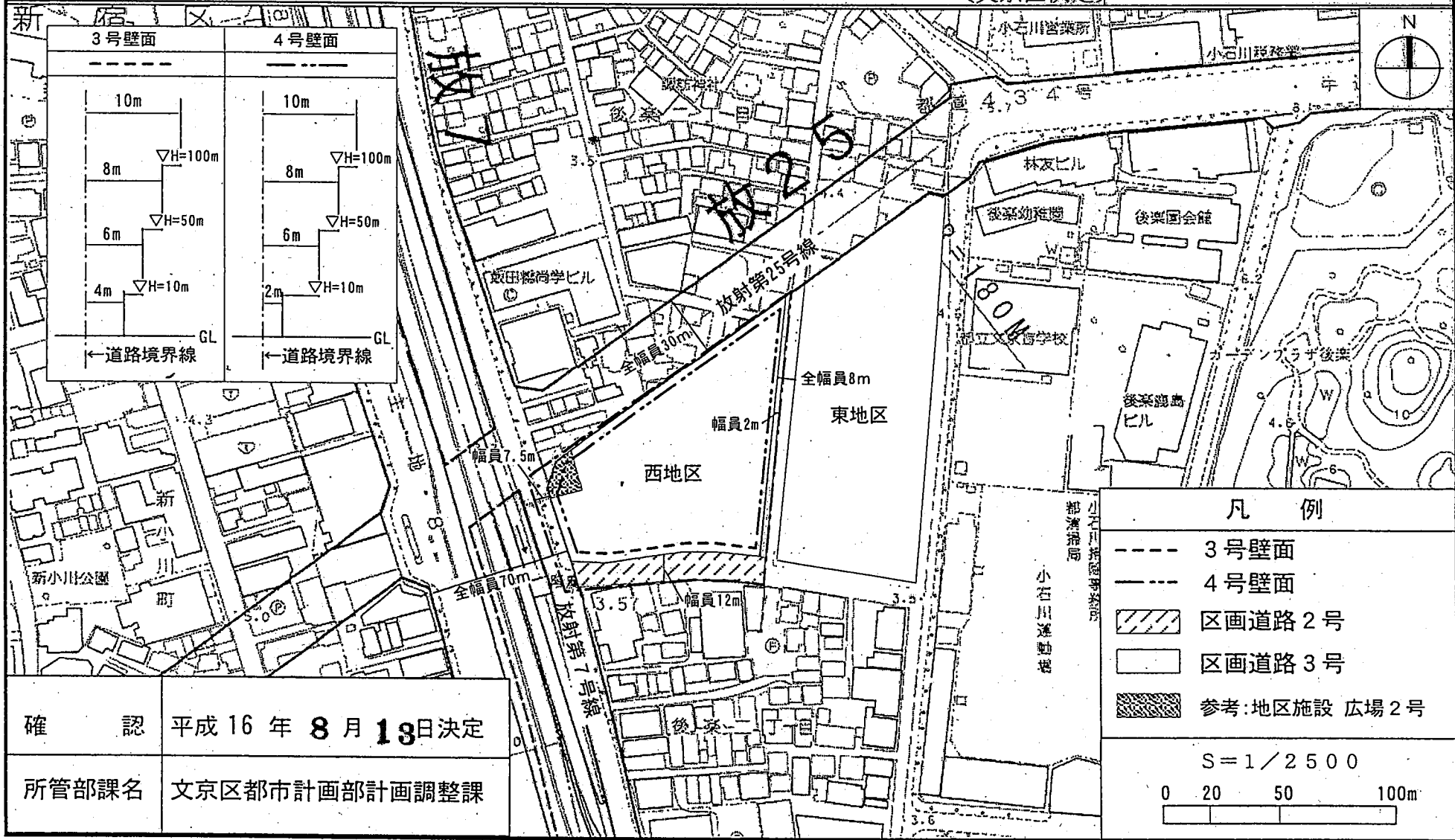
0 20 50 100m



東京都市計画第一種市街地再開発事業
 後楽二丁目西地区第一種市街地再開発事業

計画図2 (公共施設の配置及び
 壁面の位置の制限)

[文京区決定]



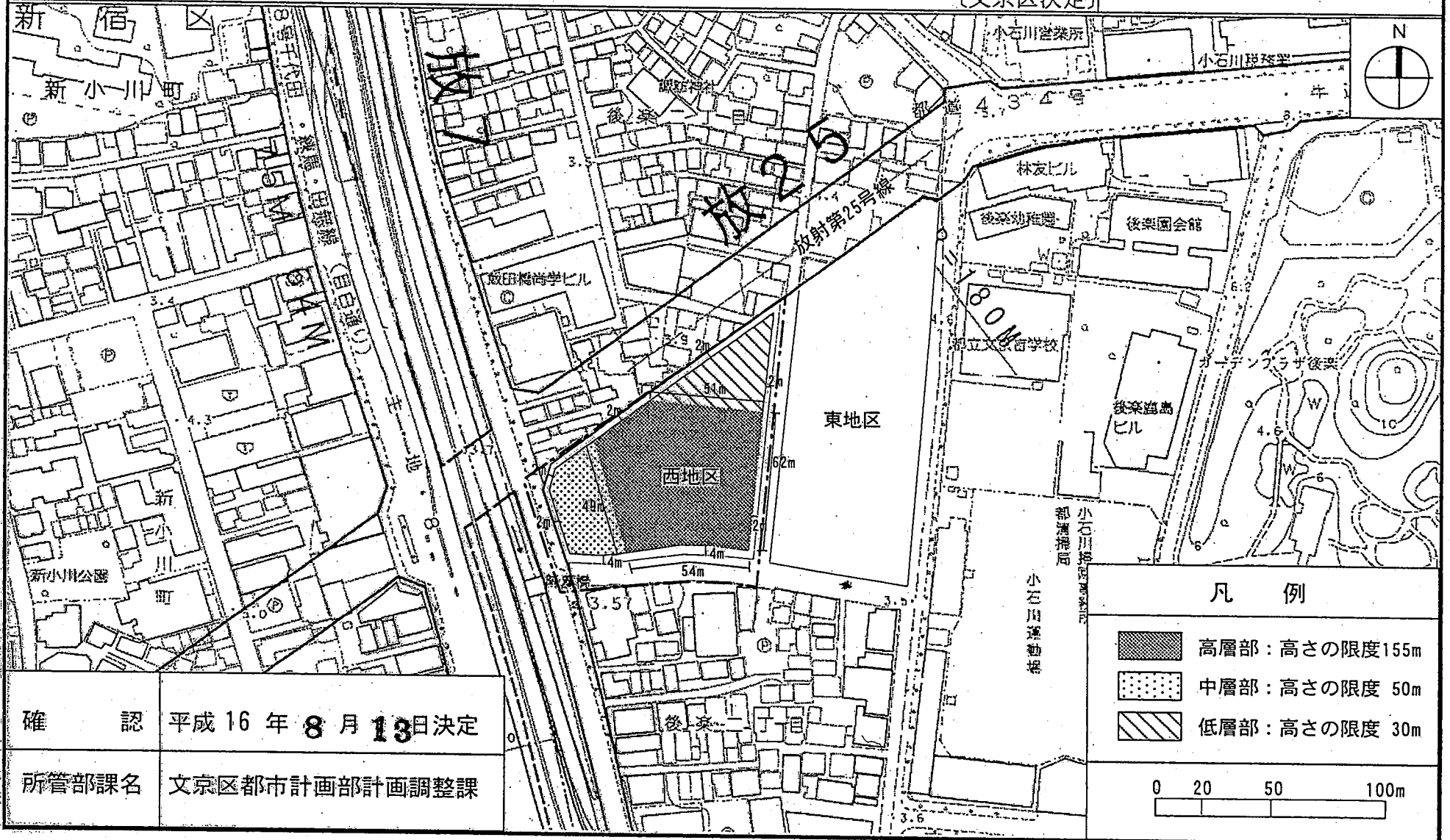
確認 平成16年8月13日決定

所管部課名 文京区都市計画部計画調整課

東京都市計画第一種市街地再開発事業
後楽二丁目西地区第一種市街地再開発事業

計画図3 (建築物の高さの限度)

(文京区決定)



確認	平成16年8月13日決定
所管部課名	文京区都市計画部計画調整課

凡例

- 高層部：高さの限度155m
- 中層部：高さの限度 50m
- 低層部：高さの限度 30m

0 20 50 100m